インドの工学系大学における入学者選抜制度の展開 -2010 年代以降の全国統一型試験の動向に着目して-

渡辺 雅幸

はじめに

近年、高等教育の拡大に伴う学生の多様化や、一方でグローバル化に伴う優秀な人材の確保の必要性という背景のもと、各国において大学入学者をどのように選抜するかは重要な課題となっている。また、わが国では2014年の中央教育審議会の答申(「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について~すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために~」)などでも謳われているように、高大接続という文脈のなかで、大学入学者選抜制度の改革に関心が高まっている。

本稿が対象とするインドでも、学生の多様化といった背景のもとで大学入学者選抜制度の見直しがなされている。具体的には、1990年代以降その著しい経済成長に伴って高等教育が急速に拡大し、学生数について見れば、2014-15年度には約2,660万人にまで達している(高等教育の総就学率(Gross Enrolment Ratio)は約24.3%)。それに対して、これまでインドでは2002年から国立工科大学(National institute of Technology、以下NIT)を含めた主に国立の工学系大学を対象に「全インド工学系入学試験(All India Engineering Entrance Examination、以下AIEEE)と呼ばれる全国統一型の入学試験が実施されてきたが、2010年代以降、工学系大学における入学者選抜制度の改革に関わる政府の諮問委員会が開かれ、そして2013年からインドで入学が最も難しいと言われるインド工科大学(Indian Institute of Technology、以下IIT)が実施してきた共通入学試験(Joint Entrance Examination、以下IIT-JEE)を含めた工学系大学における新たな入学者選抜制度である「共通入学試験(メイン)(Joint Entrance Examination(Main)、以下JEE(Main))」、および「共通入学試験(アドバンスト)(Joint Entrance Examination(Advanced)、以下JEE(Advanced))」が開始されている。それではインドにおいて、特に2010年代以降、工学系の大学入学者選抜制度はどのように議論され、また実施されてきたのだろうか。

これまでのインドにおける大学入学者選抜制度の先行研究について見ると、まず弘中は19世紀の英国植民地時代から1980年代までの制度について整理し、インドの大学入試が開放型(本書によれば、出身や門地ではなく各自の能力を評価の基準とする能力主義と、各社会階層からのアクセスをできるだけ広く可能とする平等主義の両方の理念を併せもった大学入試のタイプ¹)から、選抜型への移行過程にあることを明らかにしている²。また、柳井は各大学がおこなう個別試験を紹介している³。さらに、南部・渡辺は2010年ごろまでの工学系大学の入学試験に加えて、主としてインドにおける一般的な大学の入学資格でもある第12学年(日本の高校3

年生に相当)の終わりに実施される修了試験(以下「第12学年修了試験」)の改革動向を中心に明らかにしている 4。これらの先行研究は、インドの大学入学者選抜制度の変遷を知るうえで貴重なものだが、2010年代以降に始まった JEE 改革には言及されていない。また、近年の東アジア地域の大学入学者選抜制度の動向としては、相対的に画一的な (統制された)制度から、多様な選抜方法を認める制度へと移行しつつあると言われる 5。それに対して、特に IIT-JEE を中心に、むしろ多様な選抜方法が認められてきたこれまでと比べ、詳細は後述するように、中央(連邦)政府が主導する全国統一型試験の導入というインドの大学入学者選抜制度の変化は、多様な選抜方法へと向かう東アジア地域の動向のみならず、大学自治が尊重されてきたと言われる従来のインド国内の動向とも非常に異なったものと捉えることができる。

そこで本稿では、主として 2010 年代以降の工学系大学の全国統一型入学試験の動向に着目することで、インドの工学系大学における入学者選抜制度がどのように展開しているのかを明らかにすることを目的とする。これらを明らかにすることは、これまであまり着目されることのなかったインドにおける大学入学者選抜制度のさらなる理解に加え、インドにおける政府と大学の関係について考えるうえでも意義がある。なお、インドでは工学系だけでなく、医療系や法学系の専門職養成のコースでも、全国統一型の入学試験がおこなわれている。しかし、工学系の試験がなかでも最も規模が大きく(受験生が多い)、その改革が社会に与える影響も最も大きいと考えられるため、今回は工学系の全国統一型試験の動向のみに着目する。

以上の目的を明らかにするために、第1節では、新たな試験を検討するために、インド高等教育において工学系大学を代表し、従来の IIT-JEE および AIEEE と深い関わりをもつ IIT および NIT がインド高等教育においてどのような位置づけにあるのかを検討する。第2節では、2013 年以降の改革を理解するうえでの前提として、まずは一般的な大学・カレッジの入学資格となる第12 学年修了試験について、そして 2012 年までの IIT および NIT への入学のための試験であった IIT-JEE および AIEEE について順に整理する。第3節では、2010 年以降に日本の文部科学省にあたる「人的資源開発省(Ministry of Human Resource Development、以下 MHRD)」が設置してきた JEE に関わる諮問のために開かれた委員会の内容について検討する。そのうえで、それに対する特に IIT の反応を整理したうえで、結果新たな選抜制度がどのようになったのかを明らかにする。第4節ではこれまでの内容をふまえながら、2013 年以降インドの工学系大学において入学者選抜制度がどのように展開しているのかを明らかにする。

研究の方法については、文献調査に拠っている。現在インドでは公文書のインターネット上での公開が進んでいるため、法律や政策文書、大学入学者選抜制度関連の文書などについては、主にインターネット上で収集した資料を用いた。それに加えて、インターネット、国内図書館、デリーのインド大学協会(Association of Indian Universities)で収集した資料や、先行研究、新聞記事等の各種文字資料を用いている。

なお、以下では 2012 年までに IIT が単独でおこなってきた試験は「IIT-JEE」、一方で 2013 年 以降新たに導入された (JEE(main)および JEE(Advanced)) にまとめて触れる場合は「JEE」との み表記する。

1. インド高等教育における IIT および NIT の位置づけ

それでは、新たな入学者選抜制度を検討するためにも、インドにおける高等教育制度を簡単に整理したうえで、インドの工学系大学を代表する存在であり、従来の IIT-JEE および AIEEE と深い関わりをもつ IIT および NIT が、インド高等教育においてどのような位置づけにあるのかを検討することからはじめる。そのために、まずは IIT および NIT について概説したうえで、それらの管理運営体制について検討する。

1-1. III および NIT の概要

連邦制国家であるインドでは、高等教育に関する連邦政府と州政府の各権限が憲法に挙げら れており、連邦と州ともに、各議会の承認によって個別の大学法を制定することで、大学を設 置認可する権限があることが明記されている。具体的には、まずインド憲法第7附則第1表の 連邦管轄事項63項において連邦政府には、国立大学(Central University)、IITに代表される専門 分野の卓越した高等教育を担う国家的重要機関 (Institute of National Importance) を設置認可す る権限がある。また、連邦政府は大学補助金委員会法(University Grants Commission Act, 1956) 第3条に従い、大学補助金委員会(以下UGC)の助言の下で、大学以外の高等教育機関に準大 学(Deemed University)と呼ばれる大学相当の権限(学位授与権)を与えることができる。さ らに、66項において連邦政府には、高等教育の調整(coordination)と基準の設定(determination of standards) をおこなう権限がある。連邦政府はこの「高等教育の調整と基準の設定」の権限 に基づき、1956年に上述したUGC法を制定し、「高等教育の調整と基準の設定」の実行役として UGCを設置した。UGCは、高等教育機関への補助金の分配による調整や、規則を設けるなどに よって、高等教育における最低限の基準を設定している。それに対して各州政府は、インド憲 法第7附則第Ⅱ表州管轄事項32項にもとづいて、州立大学(State University)、私立大学(Private University)を設置認可する権限がある。なお、表1は2014-15年度の高等教育機関数をまとめた ものである。

表1. インドにおける高等教育機関数(校)

国立大学	国家的重要機関	準大学	州立大学	私立大学	カレッジ
43	75	122	316	181	38,498

出典: MHRD, All India Survey on Higher Education (2014-15); MHRD, 2016 を参考に筆者作成。

一方で、インドの高等教育は主として、大学 (university) だけでなく、それに加盟する複数のカレッジ (affiliated colleges) から構成される。各政府が制定する国立大学と州立大学の個別の大学法には、大学によるカレッジの加盟の認可とその監督の権限が明記されている。基本的には、大学はカリキュラム作成、試験、学位授与をし、自ら教育と研究もおこなう機関である。それに対してカレッジは、カリキュラム作成、試験、学位授与の権限がないため、大学の作成したカリキュラムに従って主に教育をおこない、学生は大学の試験を受け、大学から学位を授与される仕組みになっている。インドの学部段階における修業年限は、一般的な学問分野の場合は3年であるが、工学系は4年、医学系は5年を要する。

京都大学大学院教育学研究科紀要 第63号 2017

続いて、IITと NIT の歴史的背景を簡単に見ていくことにする。まず、IIT については独立後 1950 年7月に開かれた第5回「全インド科学技術教育委員会 (All India Council for Technical Education) において、「もし技術教育をあらゆる部門において可能な限り高い水準でこの国で 発展させるならば、大学の地位をもった中央の組織が―それが何と呼ばれようとも―否定され ることはほとんどないだろう」とされ、国の発展を担う新たな高等教育機関の設置が話し合わ れた⁷。その後、工学分野の産業に専念していたベンガル地方(西ベンガル州)に最初の IIT を 設置することを盛り込んだ報告書が委員会から提出され、カラグプル(Kharagpur)に 1951 年 最初の IIT が設置されることになった 8。また、1961 年には「1961 年工科大学法 (Institutes of Technology Act, 1961)」が制定され、1990年までに計5校が国家的重要機関として設立された。 そして、1994 年にアッサム州グワーハーティー校(Guwahati)、2001 年にウッタラカンド州ル ールキー校 (Roorkee) が設置された。ルールキー校は、工学系単科の州立大学である「ルール キー大学 (Roorkee University)」を7番目のIITに改編したものである。さらに、2008年に8校 が新たに増設され、2012 年には IT-BHU が IIT に変更された。そして、2015 年に連邦政府はこ れまで IIT が設置されてこなかった、アーンドラ・プラデーシュ州、チャッティグハ州、ゴア 州、ジャンムー・カシミール州、ケーララ州、カルナータカ州に計6校新設することを決定し た。2016年以降順次開校し、さらに1校増え、2017年1月時点でIITは全部で23校、定員は 10.575 人となっている% なお、インド全体および工学系の大学・カレッジ・就学者の数は表2 のようになっている。

表2. 全体および工学系の大学・カレッジ・就学者の数

	大学(校)	カレッジ(校)	就学者(人)
全体	740	34,452	26,609,840
工学系	90	2,213	4,227,528
工于示	(12.2%)	(6.4%)	(15.9%)

出典: MHRD, All India Survey on Higher Education (2014-15); MHRD, 2016を参考に筆者作成。 なお、表2はMHRDによる全高等教育機関を対象におこなった調査において、回答を得 ることができた機関数とその就学者数となっているため、全数ではない。

それに対して NIT は、1950 年代から 60 年代に設立された地域工学カレッジ(Regional Engineering College、以下 REC)と呼ばれていたものがその前身である。各 REC は州立大学に 加盟するカレッジとなっていたが、一般的なカレッジとは異なり、大学のようにカリキュラム の作成などをおこなえる自律的な機関として認められていたこと、また連邦と州の共同出資で あったことなどが特徴として挙げられる 10 。REC は地域の優秀な工学系の人材を育成すること が目的だったため、各機関の定員のうち設置州の出身者に半分の枠が用意されていた 11 。こうした特徴をもった REC であったが、「1992 年行動計画(Programme of Action 1992)」のなかで、

「REC を模範となるような機関として効率的に機能させ、また各地域における技術教育の指導的な地位を与えるために、最大限の自律性を与える」ことが勧告された ¹²。その後、1996 年に連邦政府はハイ・パワー・レビュー委員会(High Power Review Committee)を設置し、1998 年

の報告書「将来の REC のアカデミックな卓越性のための戦略的なロードマップ(Strategic Road Map for Academic Excellence of Future RECs)」のなかで、REC に対して「学位を授与できるような権限を与える」ことなどを勧告した 13 。そして、州政府との協議の末、2003 年に連邦政府はREC を NIT と改名し、NIT は準大学に認可されることでより自律性の高い機関として 17 校でスタートした。そして 2007 年には、IIT のような包括的な法律の下でさらに卓越的で自律的な機関とするために、NIT を国家的重要機関として一つの連邦法の下で運用するための法律「 2007 年国立工科大学法(National Institute of Technology Act, 2007)、以下 2007 年 NIT 法」が成立した。これにより一度に 20 の NIT が国家的重要機関となった。なお、 2016 年9月時点で 31 の NIT が存在する。

表3. 2014-15 年度における AICTE 認証の工学系高等教育機関

	政府立 カレッジ	私立被補助 カレッジ	私立無補助 カレッジ	その他大学 およびカレッジ	全体
校数	184	(0.1%)	3,088	140	3,400
(全体に占める割合)	(5.4%)		(90.8%)	(4.1%)	(100%)
就学者数	54,831	451	768,943	45,840	870,085
(全体に占める割合)	(6.3%)	(0.1%)	(88.4%)	(5.2%)	(100%)

出典: AICTE Approved Institutes for the Academic Year: 2014-2015

(http://www.aicte-india.org/dashboard/pages/dashboardaicte.php、2016/12/1 閲覧)

※私立被補助カレッジ…政府から補助金を受けているカレッジ

私立無補助カレッジ…政府から補助金を受けていないカレッジ

最後に、参考として工学系高等教育機関の認証機関である AICTE が公表している統計によると、インドの工学系高等教育機関の全体(あるいはこれらの機関の就学者)に占める政府立(国立・州立)、私立等の種別ごとの工学系高等教育機関(あるいはこれらの機関の就学者)数の比率については、表3のようになっている。ただし、理由は不明だが、表1と比べると表3は機関数が多い一方で、就学者数が極端に少ないことには注意が必要である。一方で、先行研究でも工学系高等教育機関全体の約9割は私立のカレッジが占めることが言及されている14。なお、IITやNITなどは含まれない。

1-2. IIT および NIT の管理運営体制-1961 年工科大学法、2007 年 NIT 法

次に、IIT および NIT の管理運営体制について整理する。先も述べたように、IIT は「1961 年 工科大学法」、また現在の NIT は IIT をモデルとして「2007 年 NIT 法」が連邦議会で成立することによって設置された「国家的重要機関」である。したがって、詳しくは後述するが、「1961 年工科大学法」と「2007 年 NIT 法」はともによく似た内容になっている。そこで本項では IIT および NIT の管理運営体制について整理するために、「1961 年工科大学法」を検討する 15。

各 IIT の権限については、第 6 条(1)「権限」によると、以下(a)教育と研究、(b)定期試験の実施と学位の授与、(c)優等学位の授与、(d)授業料の改定、徴収、(e)寮の設置、(f)寮の管理、学生の福利厚生、(g)軍事教練隊の管理、(h)教員の任用、(i)規則(Statutes)や条例(Ordinance)の作

成、(j)資産管理、(k)補助金や寄付などの受け取り、(l)他の機関との協力、(m)奨学金などの設置、(n)その他目的を達成するのに必要なこと、があるとされる 16 。

こうしたなか、他の大学とは異なる形で IIT がもつ特徴として、各 IIT の「理事会(Board of Governors)」および「評議員会(Senate)」において、管理運営および学術に関する自律性が付与されていることが挙げられる。そしてインドの伝統的な大学との顕著な違いとして、「(a)組織のメンバーに政府の役人や政治家が含まれない、(b)理事会の議長が大統領によって指名されること、(c)IIT の校長は、一般的な大学の副学長よりも権限が弱いこと」と言われている「7。また、IIT の場合はこれまで独自に IIT-JEE を実施してきたことや、管理運営においては開放的で分権的なシステムであり、伝統的な大学のようなピラミッド型の上下関係ではないこともその特徴とされている「8。それでは、具体的にどのような管理運営体制になっているのか。

まず、IIT 全体のトップはインド大統領である「参事 (Visitor)」(第9条(1))が務めることになっているが、名目的な側面が強く、実質的なトップは各 IIT の校長 (Director) が各々の IIT を取り仕切ることになっている(第17条(2))。各校の校長は、大統領の事前の承認のもとで後述する「協議会」によって指名される(第17条(1))。

次に、各校に設置される管理運営組織について整理する。「理事会」は、各 IIT に設置され、その役割は各 IIT の業務一般の監督などをおこなうことになっている(第 13 条(1))。理事会の構成員については、参事によって指名された議長(Chairman)、校長、所在地の州政府によって指名された1名、協議会によって指名された教育・工学か科学の特別な知識あるいは経験をもつ4名、評議員会によって指名された当該 IIT の教授 2名、で構成される(第 12 条) 19。上述した IIT の特徴にあったように、「所在地の州政府によって指名された1名」は含まれているものの、直接的に政府の役人や政治家は含まれておらず、自律的な運営が保たれるような仕組みが維持されている。それに対して「評議員会」の役割は、主に入学も含めた教学関係について取り決めることである(第 15 条)。評議員会の構成員については、議長も務める校長、校長代理(Deputy Director)、教授(人数記載なし)、著名な教育者であり科学・工学・人文学の各分野の学外者3名、評議員会において定められるその他の教職員、となっている 20。評議員会は、各専門分野の学外者を除き、基本的には学内者で構成されており、こちらも各 IIT の自律性が確保されている。

一方で、IIT は全国各地に複数あるため、その全体の活動の調整を役割とする「協議会(Council)」が存在する(第 33 条(1))。協議会の構成員は、科学技術教育関連大臣、各 IIT 議長、各 IIT 校長、UGC の長、科学産業研究審議会(Council of Scientific and Industrial Research)の長、インド科学大学バンガロール校(the Indian Institute of Science, Bangalore)の協議会の議長および校長、中央政府によって指名された3名、(工学系高等教育機関のプログラムの認証をおこなう)全インド技術教育審議会(All India Council for Technical Education)に指名された1名、参事によって指名された3名以上5名以内、国会議員3名、となっている21。上述の「科学技術教育関連大臣」は現在、連邦レベルで教育を管轄するMHRDの大臣がそれに当たる。

以上のように本節では、IIT および NIT を中心にインドの高等教育制度を簡単に整理した。 IIT、NIT ともに歴史ある機関であり、現在では IIT をモデルとして NIT は「国家的重要機関」 としてとてもよく似た構造をしており、そのどちらも基本的に他の大学に比べて高い自律性が

確保されていると言える。ただし、「協議会」に関しては MHRD 大臣が長を務めており、政府の意向が直接的に伝わる仕組みができていることは、第3節で JEE 改革の話を進めるうえで注意すべき点として言及しておく。

2. インドにおける大学入学者選抜制度

本節では、2013 年以降の改革を理解するうえでの前提として、まずは一般的な大学・カレッジの入学資格となる第 12 学年修了試験について、そして 2012 年までの IIT および NIT への入学のための選抜制度であった IIT-JEE および AIEEE について順に整理する。

2-1. 第12 学年修了試験

インドにおいて大学入学者選抜制度が始まったのは、当時宗主国であった英国の制度に範をとった中等教育修了試験(マトリキュレーション試験)が導入された 1859 年のことであった ²²。当初、この試験は大学が実施していたが、大学による試験が中等教育の自律性に悪影響を与えていることが批判され、その後は大学と中等教育委員会の共同でおこなわれることとなった。そして 1947 年の独立以降は、各州の中等教育委員会にその権限が委譲されている。この中等教育修了試験に基づく大学入学者の決定という仕組みは、その後も現在に至るまで基本的には変化していない。

しかし、連邦レベルでは主な教育政策のなかで試験に対するさまざまな改革が提言されてきた。たとえば、1986年の「国家教育政策(National Policy on Education)」では、各州の中等教育委員会がおこなう試験が不均質であるとの認識から、全国的にその試験の質を管理する機関として国立評価機構(National Evaluation Organization)の設立が提言された。また、2000年に改訂された「学校教育のためのナショナル・カリキュラム・フレームワーク(National Curriculum Framework for School Education)」では、上の「国家教育政策」同様、これまで各州の中等教育委員会によって実施されてきた第 12 学年修了試験の基準が統一されていないことを問題として指摘している ²³。そして、そうした不一致を解消するために、「試験の基準の統一性を保証したり、州の異なる生徒の成績を比較することができるような全国的な基準を開発したりする、全国レベルの組織を設置する必要がある」と提案した ²⁴。しかし、これら修了試験の質の不均衡を是正するための機関の設置に対する提言は、現在まで実現されていない。一方で、2005年改訂の「ナショナル・カリキュラム・フレームワーク」では、1990年代に受験競争の弊害を指摘した「負担のない学び(Learning without Burden)」(1993)を引き合いに出し、修了試験が「過度な不安やストレスを引き起こし、また棒暗記を促すような、教科書中心」の問題であることに対して再検討を求めている ²⁵。

現在実施されているインドの第 12 学年修了試験として一般的に有名なのは、中央中等教育委員会 (Central Board of Secondary Education、以下 CBSE) が連邦レベルの第 12 学年修了試験を管轄する機関として実施する全インド/デリー上級学校修了認定試験 (All India/Delhi Senior School Certificate Examination) である。この試験は、主に連邦直轄地であるデリーや、連邦政府管轄の学校、他州も含めた私立学校の生徒などを対象におこなわれている。試験は毎年3月の第1週におこなわれ、学校で履修した5科目すべての試験が 100 点満点中 33%以上 (33 点以

上)あれば合格となり、それに合格することで、後期中等教育の修了資格と同時に大学入学資格を得ることができる 26 。一方で、教育先進州と言われるケーララ州でおこなわれている後期中等教育修了試験(Higher Secondary Examination)では、試験が第 11 学年と第 12 学年の終わりに 24 年に分けておこなわれていること、また筆記試験だけでなく、記録簿などによって一年を通じておこなう継続評価(Continuous Evaluation)が導入されている 27 。

このように、第12学年修了試験に関して言えば、実施が州単位なので、その実施機関によって多様な修了試験がおこなわれている。

2-2. 工学系大学の入学者選抜

次に、2012 年まで実施されてきた IIT および NIT への入学者選抜について整理する。まず、 IIT の共通入学試験 (Common Entrance Examination) が始まったのは、1961 年の「工科大学法」 が制定された年からである。当時4つの IIT は、約700人の定員が設けられており、約15,000 人が受験した(倍率は20倍強)と言われる28。一方で、その後IITだけでなく、工学系を含め た職業および技術系の大学に入学を希望する者には、第12学年修了試験に加えて、各高等教育 機関が個別に試験を課すことが多くなっていった。こうした傾向に対して、1992年に政府が発 表した「行動計画(Programme of Action)」では、職業および技術系の入学には、それぞれの分 野に応じた共通入学試験をおこなうことが謳われた。こうした提言に基づき、2001年 10 月に 政府は、IIT入学のためのJEE、NITを含めた主に国立の工学系大学などへの入学のためのAIEEE、 そして州が自州の工学系大学やカレッジへの入学を希望する受験生のために実施する州レベル の統一試験である「州レベル工学系入学試験(State Level Engineering Entrance Examination、以 下 SLEEE) | の3つにまとめることを定めた。こうした取り組みは、これらのプログラムにお ける入学基準の変化に配慮し、その水準の維持に役立つとされた。また、テスト日の重複を回 避し、入試が複数回あるための肉体的・精神的・財政的な負担を軽減することができるとされ た²⁹。そして 2002 年から AIEEE は始まったが、その翌年の 2003 年には、UGC もこうした流 れに合わせて、「2003 年 UGC (特定の専門職プログラムへの入学) 暫定規則 (UGC (Admission to Specified Professional Programmes) Interim Regulations, 2003)」を公表し、AIEEE や SLEEE に よって工学系大学の入学試験が実施されることを改めて定めた。

それでは、JEE および AIEEE は実際にどのようにおこなわれてきたのか。JEE ついては、受験資格は第 12 学年修了試験の成績が最低 60%であることが条件となっていた。試験科目は化学、物理、数学の 3 科目であった。2011 年の受験者は全国で約 50 万人に上り、当時全国で 15 あった IIT のうち、定員は 9,600 人(2011 年の実際の合格者は 13,602 人)だったため、倍率が 50 倍にも至った 30 。なお、インドでは IIT を含め、特定の社会的弱者層を対象とした一定の割合の入学枠が割り当てられる「留保制度」が存在する(連邦レベルではその人口比に応じて、「指定カースト」が 15%、「指定部族」が 7.5%、「その他後進諸階級」が 27%。加えて「障がい者」もその対象となっており、各カテゴリーの枠の中で 3%の留保枠(「指定カースト」であれば留保枠の 15%分のうち、その 3%)が設けられている) 31 。

それに対して AIEEE は、NIT をはじめ、インド情報工科大学 (Indian institute of Information Technology) や、その他の国立、州立、私立の大学やカレッジなども参加する試験であった。受

験資格としては、学士(工学)(B.E./B.Tech) のコースの場合、第 12 学年修了試験で「物理」「数学」の合格が必須、その他として「化学」「バイオテクノロジー」「コンピューター科学」「生物学」のうち一つ合格することであった 32。試験科目は IIT-JEE 同様に化学、物理、数学であり、2010 年で 106 万 5,100 人が受験し、この試験の受験を求める教育機関の募集定員は合わせて約 28,000 人であった 33。

以上のように、本節ではインドにおける大学入学者選抜制度について整理してきた。一般的な大学・カレッジの入学資格となる第12 学年修了試験については、実施が州単位なので、その実施機関によって多様な修了試験がおこなわれている。そのため連邦政府は、1980 年代から継続してその質の管理を目的とした機関の設置を目指しているが、依然として実現はしていない。一方で、工学系の大学の入学者選抜については、IIT-JEE は IIT が 1961 年から独自におこなってきた非常に歴史の古い試験制度であり、また AIEEE は NIT を含めた主に国立の工学系大学への入学のための全国統一型試験として 2002 年から開始された。そしてどちらも非常に倍率の高い難関試験として知られてきた。

3. JEE 改革

本節では、まず 2010 年以降に人的資源開発省 (MHRD) が設置してきた JEE に関わる諮問のために開かれた委員会の内容について検討する。次に、それら諮問委員会の内容に対する特に IIT の反応を整理したうえで、結果新たな共通入学試験 (JEE) が実際にどのように実施されているのかを明らかにする。

3-1. 新 JEE に関する諮問委員会

2000 年代には、NIT が準大学に昇格した時期と並行して、NIT を含めた工学系大学の入学試験として AIEEE が開始されたが、2010 年代に入ると IIT-JEE と AIEEE を統合したより大規模な全国統一型試験の導入が検討されることになった。

それに先立って、2009年に当時 MHRD 大臣だったカピル・シバル(Kapil Sibal)は、現在の IIT の入学者は社会的・経済的な背景に偏りがあるとして、塾に通わなければ合格しない IIT-JEE を重視するのではなく、学校での評価が重視されること、すなわち、その頃 IIT の受験資格が第12学年修了試験で60%必要であったが、それを80%まで引き上げるべきではないかと発言した34。しかしその後、あくまでも政府は IIT-JEE の内容に干渉する権限はないと釈明し、 IIT を含めた工学系試験の検討は翌2010年の諮問委員会に任せると説明した35。

そうした流れのなかで、まず 2010 年に MHRD は、当時 IIT カラグプル(Kharagpur)校の校長であったダーモーダル・アチャヤ(Damodar Acharya)を議長とし、またその他 3 校の校長を交えて、IIT-JEE を含めた工学系大学の新たな入学試験を諮問するための委員会を設置した(以下「アチャヤ委員会(Acharya committee)」)。そして、2010 年末にアチャヤ委員会は中間報告書を発表した 3^6 。そのなかで同委員会は、IIT を含めた工学系大学の入学までの過程で望まれることとして、以下の 6 つの提言をおこなった。①一度きりの試験に基づいた合格者の決定は再考される必要があり、それらが改善される機会が設けられるべきである、②生徒は複数回の共通入学試験(※ここでは IIT-JEE だけでなく、工学系の試験全般について述べている)のプレッシ

ャーから解放されるべきである。現在生徒は第 12 学年修了試験が終わって数日以内に平均で 5つの共通入学試験を受験している、③共通入学試験のための塾の影響を最小限にする必要が ある、④都市と地方、ジェンダーの偏りを取り除く、あるいは少なくともそれらの偏りを最小 限にする必要がある、⑤客観式テスト(マークシート式の解答)は塾からの影響を過度に受け やすい。したがって、とても長く、問題解決型の問題であった従来の筆記試験は、合理的な範 囲内で、すべての共通入学試験にもある程度復活させるべきである、⑥共通入学試験、特に IIT-JEE は、塾に巨額の利益をもたらし、望ましいとは言えない結果を招いてきた。上の内容を少 し補足すると、①は、工学系の入学試験だけでなく、第12学年修了試験を含めた複数の評価を 重視すべきであることを示唆している。②は、たとえば IIT-JEE と AIEEE だけでも別の日にお こなわれているので、受験生の負担軽減のためにも両方を統合したような試験を設けるべきで あることを示している。③は、IITをはじめとした機関に入学するためには塾に通う必要が大き いため、塾に通わなくても入学できるような仕組みを設けるべきであることを指している。④ は、①③とも関連するが、たとえば都市と地方で言えば、塾に通えるかどうかが入学に大きく 作用するため、工学系の試験以外の評価を重視すべきであることを示している。⑤は、マーク シート式の解答だと受験テクニックが大きく影響するため、以前おこなわれていた筆記試験を 改めて実施することを推奨している 37。⑥は、③との関連でやはり塾の影響は金銭面だけでな く過度な競争といったさまざまな弊害をもたらすので、最小限に弱めるべきであるとしている。 以上のようにアチャヤ委員会では、工学系大学の入学試験の抜本的な改革を求めた。

続いて、2011 年に MHRD は、科学技術省 (Ministry of Science and Technology) の長官を務め たティルマラチャリ・ラマサミ (Thirumalachari Ramasami) を議長とし、改めて工学系大学の入 学試験についての諮問委員会を設置した(以下「ラマサミ委員会(Ramasami committee)」。そし てラマサミ委員会は、アチャヤ委員会の報告書を引き継ぐ形で、JEE を含めた工学系試験につ いて以下 6 点を提案した 38。新たな試験は、①受験準備や競争心よりむしろ学習者の能力(ability) 39 を評価すべきである、②学習者の潜在的な可能性を明らかにすべきである、③都市と地方の 格差をなくすためにも、多様な地域や、さまざまな収入の家庭出身の人々が合格するような制 度にすべきである、④より高度な研究を促進するために、教員の負担を軽減するべきである、 ⑤包括的なモデルを工学系の入学試験に取り入れる、⑥国家の「多様性における統一(unity in diversity)」の原則を保つ機会を提供すべきである。ここでも上の内容を少し補足すると、①お よび②は、たとえば IIT-JEE に合格するために塾に通い、そのための準備が入学に大きく影響 すること最小限にし、また50倍といった過度な競争を抑制するためにも、従来とは異なった評 価の仕組みを考えるべきだとしている。④は、たとえば IIT-JEE の作成や評価には多大な労力 がかかるため、教員の研究を阻害しているとして、その負担を少なくするためにも新たな試験 を導入すべきとしている。⑤⑥は、各機関の多様性は確保しつつも、やはりより統一した試験 を導入すべきであることを示唆している。そして、ラマサミ委員会は上述の内容に基づき、「入 学までの過程は、第 12 学年修了試験が考慮されるべきである。またその点数は標準化 (normalization) されて用いられるべきである」こと、「二つの部分に分かれ、一つは適性、も う一つは応用、というコンセプトをもった全国レベルの選抜試験となるべきである」、という2 点を提言した40。「標準化」については、本節の第3項で詳しく述べる。

さらに、2012 年5月に開かれた第44回 IIT 協議会では、こうした諮問委員会の提案に基づ き、IIT-JEE および AIEEE を含めた今後の新たな試験の導入を検討し、公表した 41。なお、以 降にある JEE(Main)と JEE(Advanced)は、後に主として NIT を代表する国立工学系大学の入学試 験であり、かつ IIT の一次選抜試験である JEE(Main)(旧 AIEEE)と、IIT のメインの入学試験 となる JEE(Advanced) (旧 IIT-JEE) を指す。ただしこの時点では、用いられ方は異なるが、対 象となる工学系大学に入学を希望する場合は、JEE(Main)および JEE(Advanced)のどちらも受験 することが想定されている(表3を参照)。さて、その協議会の内容は、まず IIT-JEE と AIEEE とを一本化し、以下のようにするとした。(a)JEE(Main)と JEE(Advanced)という2つの試験が同 じ日に実施される、(b)IIT の入学にあたっては、まず標準化された第 12 学年修了試験の成績と JEE (Main) の成績がそれぞれ 50% (1:1) の比重で計算され、その合計で定員の 5 倍の人数 (上 位5万人)がその次の選考に移る、(c)そしてその中から、IIT の場合はJEE (Advanced)の成績 のみで入学が決定する、(d)NIT を含めた連邦政府が資金を支出する他の工学系大学は、標準化 された第 12 学年修了試験が 40%、JEE(Main)が 30%、JEE(Advanced)が 30%とする、(e)各州が JEE を利用する場合は、第12 学年修了試験、JEE(Main)、JEE(Advanced)の比重は自由に決めら れる、(f)JEE(Main)および JEE(Advanced)はともに客観式で多肢選択式とする。JEE(Advanced)を 記述式にするという提案は、大量の解答用紙を評価しなければならないという問題から却下す る、(g)試験の内容などに関しては、IIT側が管理する一方で、試験の運営はCBSEが担当する。 ここでも上の内容を少し補足すると、(a)は、先も述べたように、アチャヤ委員会の「②生徒は 複数回の共通入学試験のプレッシャーから解放されるべきである」に対応していることがわか る。(b)および(c)は、これまでの IIT-JEE の受験資格が第 12 学年修了試験の成績が最低 60%で、 合格基準は IIT-JEE のみの点数という従来の選抜方法からの大きな転換を意味している。(d)も、 従来受験資格でしかなかった第 12 学年修了試験の成績を合格基準に加えることになる。こう した(a)(b)(c)の決定は、アチャヤおよびラマサミ委員会で強調されてきた第 12 学年修了試験の 重視を表している。また、NIT には JEE(Main)だけでなく、IIT に用いられる試験である JEE(Advanced)も選抜に使用されることが示されている。すなわち、(a)も含め、IIT としては約 50年間続けてきた単独の試験を取りやめることを意味するのである。

以上のように、本項では JEE 改革案の流れを整理したが、シバル元 MHRD 大臣の発言から 第 44 回 IIT 協議会の決定に至るまでにおいて JEE 改革の中心課題は以下の 3 点にまとめることができる。すなわち、第一に IIT-JEE と AIEEE を統合すること、第二に工学系大学の選抜において第12学年修了試験を重視すること、そして第三に第12学年修了試験を選抜に用いる際、その点数を標準化することである。

それでは IIT 協議会の決定はどのように進んだのか。結論を先取りすれば、一部の IIT など がその決定に大きく反対した。次項ではそれについて見ていく。

3-2. JEE 改革案をめぐる対立

IIT 協議会の決定に対して、IIT カーンプル校(IIT-Kanpur、UP 州)の評議員会(1 節 2 項参照)は、協議会による決定は、「1961 年工科大学法」や IIT カーンプル校の条例(Ordinance) 3.2 に反するとして、強く反発した 42 。具体的には、「1961 年工科大学法」28 条には各校に条例

を定める権利があり、そのなかには、(a)大学への学生の入学(admission)が含まれているというものである 43 。また IIT カーンプル校が定める条例の 3 条 2 項には、「入学」と題して「インド国民が工学…のプログラムへ入学する場合、すべての IIT によって年に一度合同でおこなわれる JEE に基づいてなされる」と定められている。加えて、IIT カーンプル校は、もし IIT 協議会での決定が無効にならなければ、2013 年からは協議会が決定した新たな JEE には従わず、独自に入学試験をおこなうと発表した 44 。

また、IIT カーンプル校に続き、IIT デリー校(IIT-Delhi)の OB で結成されている同窓会は、第 12 学年修了試験の成績を重視し、IIT-JEE を軽視すれば、入学者の質が低下するとしてその決定を強く懸念し、カーンプル校同様に協議会の決定に反対の意思を表明した。それに続くように IIT デリー校の評議員会も、カーンプル校同様に協議会の決定に反発を示し、同じく独自に試験をおこなうとした 45。

さらに、IIT の教員で形成される「全インド IIT 教員連合(All India IIT Faculty Federation)」は、IIT の学問の卓越性と自由(大学の自律性)を守るとして、同じく協議会の決定に強い反対の意思を表明した ⁴⁶。

こうした結果、JEE 改革をめぐり、大きな混乱に陥ることになった。そしてこうした事態を収拾するため、当時の首相であったマンモハン・シン(Manmohan Sigh)は、IIT の自律性が損なわれないことを約束することを発表した 47 。また、今回の JEE 改革の推進者の一人であり、MHRD の大臣であったカピル・シバルは、混乱の収拾を図るため、改めて IIT 協議会を開催することを決定した 48 。

その結果、2012 年7月に開かれた第45回 IIT 協議会では、まず「JEE(Advanced)は、JEE(Main) 後適切な間隔を開けておこなう」、すなわち、JEE(Main)と JEE(Advanced)を引き離し、JEE(Main) は従来の AIEEE のように、JEE(Advanced)は IIT-JEE のようにすることを決めた 49。また「IIT の入学は、第12 学年修了試験の実施機関ごとの順位において上位 20%以内のうちから、JEE (Advanced) の順位のみで決まる」とした。つまり、第12 学年修了試験の重視ではあるが、第44回協議会での決定ほどは重視しないという新たな決定を発表した。

その後、IIT カーンプル校をはじめとし、すべての IIT は第 45 回協議会の提案を受け入れ、新たな JEE をめぐる IIT 協議会と IIT の対立は収束を迎えることとなった。一方で NIT の方では、NIT 協議会でも新たな JEE の導入が検討され、特に反発は見られないままその受け入れを表明した 50 。そして 2013 年からは、JEE(Main)と JEE(Advanced)という新しい試験が開始されることとなった。

3-3. 新 JEE の実施

それでは、2013 年から実施されている JEE(Main)と JEE(Advanced)とはどのような試験なのか。本項では 2016 年の試験の実施要項を整理することで、この 2 つの試験について詳しく見ていく 51 。

まず、JEE(Main)は CBSE が実施している。JEE(Main)が必要となる工学系の大学において B.E. もしくは B.Tech.のコースを希望する場合は、物理、化学、数学の 3 科目の試験 (Paper 1) を、学士 (建築学) (B.Arch.) もしくは学士 (計画学) (B.Planing) のコースの場合は、数学、適性

試験(Aptitude Test)、作画試験(Drawing Test)の3科目の試験(Paper 2)を受験することになっている。2016 年の試験は4月3日におこなわれ、午前に B.E.もしくは B.Tech.のコース向けの物理、化学、数学の試験(paper 1)が計3時間、午後が B.Arch.もしくは B.Planing のコース向けの数学、適性試験、作画試験(Paper 2)が計3時間おこなわれた。また、2016 年の試験では、約120万7,000人が受験の登録をおこなった。なお、「作図試験」は筆記試験であるが、その他はすべてマークシート式の解答(客観式)である。また試験言語は英語とヒンディー語のみであるが、一部地域でグジャラート語(Gujarati)が試験言語として使用されている 52 。さらに B.E.もしくは B.Tech.のコースの場合は、第12 学年修了試験で「物理」と「数学」に加え、「化学、バイオテクノロジー、生物学、もしくは技術職業系科目のいずれか」で最低45点以上必要であるとされている。

そして、NITへの入学には第12学年修了試験の結果が40%、JEE(Main)の結果が60%で評価され、合格が決定される。その際、第12学年修了試験の成績は「標準化」、すなわち、CBSEや各州の中等教育委員会の個人の成績で表された百分率(Percentage)ではなく、各個人が受験した各中等教育委員会のなかでの百分位数(Percentile)が用いられる。具体的には、たとえば13,711人が参加したある中等教育委員会が実施する試験において、ある受験者が90%(90点)獲得し、その受験者の下に13,615人いた場合、その百分位数は99.30と換算され(13,615×100/13,711=99.30)、その数字が選抜に用いられる。こうした措置がとられるのは、もし同じ90%(90点)を獲得したとしても、難しい試験での場合にその価値は相対的に高く、また簡単な試験だった場合にその価値は相対的に低くなってしまうために、どこの試験を受けたかで不公平が生じてしまうからである。換言すれば、こうした措置は各中等教育委員会が実施する試験の質のばらつきを修正するためのものである。NITの入学のためには、第12学年修了試験の「言語」、「物理」、「数学」、「バイオテクノロジー、生物学、もしくは技術職業系科目のいずれか一つ」「その他の科目」が評価される。

表4. JEE(Main)を採用する高等教育機関(校)(カッコ内は各総数に占める割合)

NIT	NIT IIT, IIIT & IITDM		エ学系カレッジ	その他	
31	18	47	945	3	
		(52%)	(43%)		

出典: Joint Entrance Examination (Main) - 2016 INFORMATIONBULLETIN および MHRD, *All India Survey on Higher Education (2014-15)*; MHRD, 2016 を参考に筆者作成。ただし、工学系大学ならびに工学系カレッジについては、実際に参加が確認されている機関に加え、JEE(Main)を採用する州のすべての工学系大学ならびに工学系カレッジの数を足したものであるため推定値である。

現在29州のうち、少なくともグジャラート州、マディヤ・プラデーシュ州、マハーラーシュトラ州、オリッサ州、パンジャーブ州(州立大学1校)、シッキム州、タミル・ナードゥ州、ウッタラカンド州の8州、ならびにデリー(州立大学2校)、チャンディーガルの2つの連邦直轄

地が自州の工学系大学やカレッジの入学試験として JEE(Main)を採用している(2016 年 1 月時点) 53。一方で、JEE(Main)を採用していないアーンドラ・プラデーシュ州、アルーチャル・プラデーシュ州、アッサム州、ビハール州、チャッティースガル州、ゴア州、ハリヤーナ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、ジャンムー・カシュミール州、ジャールカンド州、カルナータカ州、ケーララ州、テランガーナ州、トリプラ州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州の16 州では、州独自で自州の工学系大学などの入学試験として SLEEE を実施している。また上記以外の5 州では、各工学系大学などが独自に入学試験をおこなっているか、あるいは第 12 学年修了試験の成績のみで入学を認めているとみられる。なお、JEE(Main)を採用する高等教育機関の数は表 4 の通りである。

それに対して、JEE(Advanced)は各 IIT が 1 年ごとにその担当を交代して実施している 54。IIT への入学を希望する場合、まず JEE(Main)で上位 200,000 人以内に入ることが受験資格となって いる。JEE(Advanced)では「Paper 1」、「Paper 2」の2つの試験が課され、それぞれ午前・午後に 3時間おこなわれ、どちらも受験しなければならない。またどちらの試験も物理、化学、数学 の3科目で構成され、マークシート式(客観式)の解答であり、試験言語は英語とヒンディー 語の2つのみである。なお、2016年は5月22日に実施された。ただし、B.Arch.のコースに入 学するためには、別に適性試験(Architecture Aptitude Test)を受験する必要があり、試験は3時 間、英語のみである (2016年の試験日は 6月 15日)。 IIT への入学には、JEE(Main)で上位 200,000 人のなかから、各中等教育委員会が実施する第12学年修了試験で5科目(物理、化学、数学、 言語、その他)の成績で最低で75%(75点)獲得するか、もしくは各中等教育委員会のなかで 上位 20 パーセンタイル (percentile) に入ることが第一の条件となっている。そして、その条件 をクリアしていれば、あとは JEE(Advanced)の合計点のみによって合格が決定される。2016 年 の JEE(Advanced)では、155,948 人が受験し、36,566 人(男性 31,996 人、女性 4,570 人)が IIT への入学資格を得た55。IITの定員が約1万人であることに触れたが、IITへの入学資格者が定 員の約3倍もいる理由として、入学資格を得たからといって必ずしも IIT に入学しない(海外 に留学するなど)、また、留保枠が埋まらなかった場合に一般受験者の入学資格者のなかから定 員を埋める措置をするためなどが考えられる。とはいえ、有資格者のなかの成績上位者から優 先的に決まっていくので、定員が埋まった場合は、有資格者であっても、もちろん IIT には入 学できない。なお、ある一定割合の点数(たとえば、留保枠以外の一般受験者の場合、各科目 10%以上、合計点 35%以上) を獲得すれば、その条件をクリアした受験者のランク付けがされ ることになっている 56。

以上のように、本節では主として 2010 年以降におこなわれてきた JEE 改革について検討してきた。まず、2010 年以降 MHRD は JEE を諮問するための委員会を設置し、IIT-JEE を含めた工学系大学のさらなる統一や、第 12 学年修了試験の重視など、さまざまな角度から抜本的な改革を求めた。そして、2012 年に開かれた第 44 回 IIT 協議会では、それらの提言に基づいた形で新な試験制度を決定した。しかし、一部の IIT やその関係者の強い反対によってその内容はいくらか修正され、その結果 2013 年からは NIT をはじめとする国立の工学系大学や、州立・私立の大学、また工学系カレッジのための JEE(Main)と、IIT が実施する JEE(Advanced)が実施されている。

それでは、最後に次節ではこれまでの内容を整理しつつ、インドの工学系大学における入学 者選抜制度がどのように展開しているのかを明らかにする。

4. 考察

改めて確認すると、今回の JEE 改革を進めたのは連邦政府の側であった。まず、2009 年には MHRD のシバル大臣が第 12 学年修了試験を重視することについて発言し、続く 2010 年と 2011 年には MHRD が工学系の入学者選抜制度に関する諮問委員会を設置し提言をまとめることで、その改革の方向性が定められた。そして、シバル大臣も出席した IIT の第 44 回協議会では、諮問委員会の提言に基づき、新 JEE をおこなうことを決定した。表 5 は、2012 年以前の試験から、第 44 回 IIT 協議会の内容、そして 2013 年以降実施されている試験をまとめたものである。

表 5. IIT および NIT の入学試験の変遷

	2012年まで	第44回IIT協議会	2013年から
	[受験資格] 第12学年修了試験の成績が最低60%	[受験資格] 第12学年修了試験の成績とJEE(Main)の 成績がそれぞれ50%(1:1)の比重	[受験資格] JEE(Main)で上位20万人以内に入ること
IIT	[合格基準] IIT-JEEの合計	[合格基準] JEE (Advanced) の合計	[合格基準] 第12学年修了試験の成績が最低で75% (75点)獲得するか、もしくは各中等教育 委員会のなかで上位20パーセンタイル + JEE(Advanced)の合計
NIT	[受験資格] B.E./B.Techの場合、第12学年修了試験で「物理」「数学」の合格が必須、その他「化学」「バイオテクノロジー」「コンピューター科学」「生物学」のうち一つ合格	[受験資格]	[受験資格] B.E./B.Tech.の場合、第12学年修了試験 で「物理」と「数学」に加え、「化学、バイオ テクノロジー、生物学、もしくは技術職業 系科目のいずれか」で最低45点以上
MII	[合格基準] AIEEEの合計	[合格基準] 第12学年修了試験が40%、JEE(Main)が 30%、JEE(Advanced)が30%	[合格基準] 第12学年修了試験が40%、JEE(Main)が 60%

出典:南部広孝・渡辺雅幸「インドと中国における大学入学者選抜制度-現状と改革の比較的分析-」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第58号、2012年、19-43頁。

Minutes of the 45th Meeting of the Council of IITs

(https://www.iitsystem.ac.in/Councildecisions-upload/339ad7bfbf013.pdf、2016/6/22 閲覧)

Joint Entrance Examination (Main) - 2016 INFORMATIONBULLETIN

(http://jeemain.nic.in/WebInfo/pdf/JEEMain2016Bulletin.pdf、2016/9/9 閲覧)

JEE (Advanced) 2016, Information Brochure

(http://www.jeeadv.ac.in/info brochure、2016/9/9 閲覧) を参考に筆者作成。

また、前節で今回の JEE 改革の中心課題を 3 点にまとめた。改めて繰り返すと、第一に IIT-JEE と AIEEE を統合すること、第二に工学系大学の選抜において第 12 学年修了試験を重視すること、そして第三に工学系大学の入学者選抜を通じて各州単位でおこなわれる第 12 学年修了試験の質のばらつきを解消することであった。それでは、こうした JEE 改革の中心課題は、改革を推進した政府側から見ると、2012 年以前の試験から結果的にどのように変わったと言え

るのか。以下ではそれについて検討していく。

第一の IIT-JEE と AIEEE の統合について言えば、そもそもの前提として、2012 年の時点では 当然ながら NIT を含めた国立の工学系大学への入学のための統一試験である AIEEE と、IIT への入学のための試験である IIT-JEE は別々であった。しかし、諮問委員会は受験生の負担軽減などを目的とし、両試験の統一を提言した(アチャヤ委員会)。なお、AIEEE の実施も「テスト日の重複を回避し、入試が複数回あるための肉体的・精神的・財政的な負担を軽減する」ことであったため、この提言はその延長線上にあるとも捉えられる。そしてその提言に基づき、第44回 IIT 協議会は、JEE(Main)と JEE(Advanced)という統一試験を同日に実施することを決定し、NIT を含めた国立の工学系大学および IIT の入学のためにはどちらも両試験を利用するという方式がまとめられた。ところが、特に一部の IIT などは、大学の自律性を損なうものとして強く反発し、その結果、JEE(Main)と JEE(Advanced)という形式は保たれたが、結局別日におこなわれることになった。また、NIT を含めた国立の工学系大学は JEE(Advanced)を利用しない、すなわち JEE(Advanced)は IIT が独自におこなう従来の IIT-JEE の延長として実施されることとなり、IIT の自律性は確保されることとなった。ただし、IIT 側は JEE(Main)の上位に入ることを受験資格としており、形は変わったとはいえ、一部統一的な試験になったことには注意が必要である。

続いて、第二の工学系大学の選抜において第 12 学年修了試験を重視することについて言え ば、シバル大臣の発言に始まり、諮問委員会、協議会の内容と最も強調されてきた部分である。 それは、塾での試験準備ではなく学校教育を重視する、ならびに塾による都市部と地方、所得 の格差の問題の解消を目的としていた。そして、IIT への入学の場合、2012 年と協議会の内容 を比べれば、第12学年修了試験は受験資格であることに変わりないが、2012年までは60%さ え取れていればよかったものの、協議会の内容では高得点を取らなければそもそも JEE(Advanced)を受験さえできない仕組みを設けた。また、NIT などでは、協議会の内容では合 格基準として利用される「第12学年修了試験」、「JEE(Main)」、「JEE(Advanced)」のなかで、第 12 学年修了試験は最も高い比率を占めるものとなった。しかし、これに対しても IIT 側は、大 学の自律性を弱め、また大学の質を低下させるとして反対した。その結果、IIT 側は第 12 学年 修了試験が必要となる点数は60%から75%(または各中等教育委員会のなかで20パーセンタ イル)と増加したが、受験資格といえども競争となるため、たとえば 90%以上必要といったこ とはなくなってしまった。また、NIT などの場合は先の統一の問題によって JEE(Advanced)を利 用しなくなったため、第12学年修了試験が合格に必要な割合は同じ40%であるが、相対的に は低くなってしまった($\underline{40}$:30:30→ $\underline{40}$:60)。ただしここでも、協議会の決定ほどではないが、や はり第12学年修了試験の重要性が高まったことには注意が必要である。

最後に、第三の工学系大学の入学者選抜を通じて各州単位でおこなわれる第 12 学年修了試験の質のばらつきを解消することについて言えば、実は第 2 節の第 12 学年修了試験のところで述べたように、1986 年の「国家教育政策」および 2000 年の「学校教育のためのナショナル・カリキュラム・フレームワーク」の第 12 学年修了試験の質のばらつきを調整する機関の設置の構想とよく似ていることがわかる。この質のばらつきという問題については、たとえば 2011 年 4 月に首相の諮問機関として開かれた審議会(「the Scientific Advisory Council to the Prime

Minister」)のラオ(Rao)議長が、「大学入学前にアメリカ型の全国統一試験」、すなわち SAT(Scholastic Assessment Test)のような試験を導入することも提言されているほどである 57。しかし、今度はそうなると、修了試験の権限が各州にあるためその反発は必至であり、容易に実現しそうにはない。そこで、調整という形で、2つの構想のようにすべての大学入学者選抜においてまでは実現されていないが、NIT を含めた国立の工学系大学への入学者選抜は、この各州の中等教育委員会が実施する修了試験の質のばらつき問題を少しでも解消しようという試みであると解することができる。実は 2009 年の時点で、提出される各州の第 12 学年修了試験の結果に差があるとして、それを是正するような仕組みを考案していたが、当時は毎年ある特定の時期に結果を公表しているすべての試験結果を把握することは難しいとしていた 58。しかし、第 12 学年修了試験の結果を重視する以上その必要性があることから、現在の仕組みができあがったのである。

以上をふまえ、主として 2010 年代以降の工学系大学の全国統一型入学試験の動向に着目すると、インドの工学系大学における入学者選抜制度は、連邦政府 (MHRD) が諮問委員会を開き改革を主導する形でおこなわれ、そのすべてとは言えないものの、それでも IIT-JEE と AIEEE を統合すること、第12 学年修了試験を重視すること、そして各州単位でおこなわれる第12 学年修了試験の質のばらつきを解消することの3点に関して、変化があったとみなすことができる。

こうしたことから、連邦政府と大学の関係にも、一定程度の変化があると言える。すなわち、少なくとも工学系大学における入学者選抜制度の展開を見る限り、連邦政府の側からすれば、高等教育が急速に拡大するなかで、多様性を認めながらもいかにその質を統一していくのか、また格差などの公正性に関わる問題をどのように解消するのかといった視点から、積極的に改革に携わっている。また一方で、特に IIT のような大学の側からすれば、第1節で見たようにその古くからの卓越性、自律性をできるだけ維持しつつも、それでも高等教育が拡大し多様化するなかで、そうした変化に関わる問題にも対応しなければならなくなってきている。したがって、高等教育をめぐる環境が劇的に変化するなかで、連邦政府は大学の資金と自由を確保し、大学はその自由をただ享受するという、悪い言葉で言えば、これまでのような相互に緊張感の欠ける関係であり続けることことはもはや難しくなっている。もちろんすべての大学に対してとは言えないが、時には互いにぶつかり合うことも含めて、政府は必要な改革を推進するためにも大学の自律性を認めることで、また大学は自らの自律性を維持するためにも改革の必要性を認めることで、積極的に関わり合う民主的な関係を築き、そうすることによって、時代の変化のなかで互いの利益を確保している側面もあるのではないかと考える。

こうした政府と大学の関係の変化の一方で、JEE を実施する CBSE の職員や、IIT および NIT の教員などで構成された JEE の今後を検討するある委員会は、JEE(Main) (旧 AIEEE) の受験者を対象に、出身地(都市もしくは地方)や性別、通塾の有無などを調査し、2013年以降の制度改革の影響について報告している 59。それによると、受験生における出身地や性別の割合については、2013年以降に改革によって地方出身者や女性が増える(より受験しやすくなる)などの効果は特にあらわれていないのに対し、通塾者の割合については、(AIEEE が実施されていた) 2011年には 14.63%であったものが、2014年にはその数字が 18.89%にまで上昇したとい

う。こうした変化は、改革の目的の一つとして塾の影響を軽減する(言い換えれば、AIEEEやIIT-JEE の受験対策として塾に通っていない、あるいは通えない受験生の合格の割合を高める)ために、第12学年修了試験の比重を高めたが、むしろ第12学年修了試験対策として塾に通う生徒が増えている、すなわち、改革がむしろ塾における受験熱を高めてしまっていると言える。今後こうした傾向が強まれば、低所得の家庭や地方出身の合格者の割合の低下も懸念され、依然として入学試験において公正さを確保することの難しさを見て取ることができる。ただし、簡単には冷めない受験熱の高さは、IITを頂点とするトップの工学系大学の合格が、受験生本人だけでなく家族のその後の人生をも大きく左右するかを十全に示している。というのも、IITは、現在アメリカの大手IT企業の重役に多くの卒業生を輩出しており、加えて初任給が数千万円であることも珍しくないからである。こうした状況は、改めてIITを頂点とするインドの工学系大学の水準の高さを示すものであり、また見方を変えれば、JEE(Main)は毎年100万人以上受験するため、こうした受験熱が、学生全体の質の維持向上に貢献している可能性も無視できない。したがって、試験の公正さとその質をめぐるインドの工学系大学における入学者選抜制度の展開については、その動向を今後も注目していく必要があると考える。

おわりに

本稿では、主として 2010 年代以降の工学系大学の全国統一型入学試験の動向に着目するこ とで、インドの工学系大学における入学者選抜制度がどのように展開しているのかを明らかに した。まず、第1節では IIT および NIT を中心にインドの高等教育制度を簡単に整理した。IIT、 NIT ともに歴史ある機関であり、現在では IIT をモデルとして NIT は「国家的重要機関」とし てとてもよく似た構造をしており、そのどちらも基本的に他の大学に比べて高い自律性が確保 されていると言えた。次に、第2節ではインドにおける大学入学者選抜制度について整理した。 一般的な大学・カレッジの入学資格となる第 12 学年修了試験については、実施が州単位なの で、その実施機関によって多様な修了試験がおこなわれている。そのため連邦政府は1980年代 から継続してその質の管理を目的とした機関の設置を目指しているが、依然として実現はして いない。一方で、工学系の大学の入学試験については、IIT-JEE は IIT が 1961 年から独自にお こなってきた非常に歴史の古い試験であり、また AIEEE は NIT を含めた主に国立の工学系大 学への入学のための全国統一型試験として 2002 年から開始された。そしてどちらも非常に倍 率の高い難関試験として知られてきた。さらに、第3節では主として2010年以降におこなわれ てきた JEE 改革について検討してきた。2010 年以降 MHRD は JEE を諮問するための委員会を 設置し、IIT-JEE を含めた工学系大学のさらなる統一や、第 12 学年修了試験の重視など、さま ざまな角度から抜本的な改革を求めた。そして、2012年に開かれた第44回 IIT 協議会では、そ れらの提言に基づいた形で新な試験制度を決定した。しかし、一部の IIT やその関係者の強い 反対によってその内容はいくらか修正され、その結果 2013 年からは NIT をはじめとする国立 の工学系大学のための JEE(Main)と、IIT が実施する JEE(Advanced)が実施されている。最後に、 第4節ではこれまでの内容を整理しつつ、インドの工学系大学における入学者選抜制度につい て検討した。その結果、主として 2010 年代以降の工学系大学の全国統一型入学試験の動向に着

目すると、インドの工学系大学における入学者選抜制度は、連邦政府(MHRD)が諮問委員会を開き改革を主導する形でおこなわれ、そのすべてとは言えないものの、それでも IIT-JEE と AIEEE を統合すること、第 12 学年修了試験を重視すること、そして各州単位でおこなわれる 第 12 学年修了試験の質のばらつきを解消することの3点に関して、変化があったとみなすことができた。高等教育をめぐる環境が劇的に変化するなかで、連邦政府は大学の資金と自由を確保し、大学はその自由をただ享受するという、悪い言葉で言えば、これまでのような相互に緊張感の欠ける関係であり続けることことはもはや難しくなっている。もちろんすべての大学に対してとは言えないが、時には互いにぶつかり合うことも含めて、政府は必要な改革を推進するためにも大学の自律性を認めることで、また大学は自らの自律性を維持するためにも改革の必要性を認めることで、積極的に関わり合う民主的な関係を築き、そうすることによって、時代の変化のなかで互いの利益を確保している側面もあるのではないかと考えた。

本稿では主として工学系の大学における入学者選抜制度について見てきたが、実は全国統一型試験という動向は工学系だけでなく医療系の試験においてもその傾向が見られる。また、医療系試験では、州をも巻き込んだより大規模な統一型試験がおこなわれていることが確認できる。こうした展開の解明ついては、今後の課題としたい。

[計]

- 1) 中島直忠編『世界の大学入試』時事通信社、1986年、14頁。
- 2) 弘中和彦「インドー門戸開放(大学入学資格)制から選抜制へ一」中島直忠編『世界の大学 入試』時事通信社、1986年、527-549頁。
- 3) 柳井晴夫「インドの大学入試」『大学入試フォーラム』第19号、大学入試センター、1996年、55-63頁。
- 4) 南部広孝・渡辺雅幸「インドと中国における大学入学者選抜制度-現状と改革の比較的分析 -」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第58号、2012年、19-43頁。
- 5) 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較-中国・台湾・韓国・日本-』東 信堂、2016 年。
- 6) 受験生の数については、JEE(Main)が約 130 万人 (2015)、医療系の「全インド医療系試験 (All India Pre-Medical Test)」が約 63 万人 (2015)、法学系の「共通法学入学試験 (Common Law Admission Test)」が約 4 万 5,000 人 (2015) となっている

Number of JEE (Main) aspirants shrinks by over 1 lakh in a year, Times of India

(http://timesofindia.indiatimes.com/home/education/entrance-exams/Number-of-JEE-Main-aspirants-s hrinks-by-over-1-lakh-in-a-year/articleshow/50632885.cms、2016/12/2 閲覧)

99.4% of all candidates fail AIPMT every year, Times of India

(http://timesofindia.indiatimes.com/home/education/entrance-exams/99-4-of-all-candidates-fail-AIPM T-every-year/articleshow/47683394.cms、2016/12/2 閲覧)

Common Law Admission Test 2015 results declared, Times of India

(http://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/Common-Law-Admission-Test-2015-results -declared/articleshow/47348829.cms、2016/12/2 閲覧)

京都大学大学院教育学研究科紀要 第63号 2017

- 7) Biswas, A. and Agrawal, S. (eds.), *Indian Educational Documents Since Independence: Committees, Commissions, Conferences*, New Delhi: The Academic Publishers, 1989, p.207.
- 8) Indiresan, P. V., "IITs: Invaluable Institutions", *Business Line* (http://www.thehindubusinessline.in/bline/2003/02/07/stories/2003020700070800.htm, 2016/9/9 閲覧)
- 9) JEE (Advanced) 2016, Information Brochure

(http://www.jeeadv.ac.in/info brochure、2016/9/9 閲覧)

"Cabinet approves six new IITs", The Indian Express

(http://indianexpress.com/article/education/cabinet-approves-six-new-iits/、2016/8/23 閲覧)。

"JEE-Advanced 2016 results; 36,566 qualify for entry into IITs", The Economic Times

(http://economictimes.indiatimes.com/industry/services/education/jee-advanced-2016-results-36566-q ualify-for-entry-into-iits/articleshow/52711419.cms、2017/1/13 閲覧)

10) "New Lease of Life for Erstwhile REC.", *The Hindu*. (http://www.hindu.com/2003/03/23/stories/2003032301410500.htm、2016/9/9 閲覧)

- 11) "Tiruchi REC Upgraded NIT, Get Deemed Varsity Status.", *The Hindu*. (http://www.hindu.com/2003/08/02/stories/2003080203570500.htm、2016/9/9 閲覧)
- 12) Parliament of India, Department-Related Parliamentary Standing Committee on Human Resource Development Hundred Seventy-Eighth Report on The National Institutes of Technology Bill, 2006, New Delhi: Rajya Sabha Secretariat, 2007.

(http://164.100.47.5/newcommittee/reports/EnglishCommittees/Committee%20on%20HRD/178threport.htm、2016/9/9 閲覧)

- 13) Ibid.
- 14) Agarwal, P. *Indian Higher Education Envisioning the Future*. New Delhi: SAGE Publication, 2009, p.88.
- 15) 以下、THE INSTITUTES OF TCHNOLOGY ACT, 1961 (http://www.iitbhu.ac.in/institute/IT Act Amended.pdf、2016/9/9 閲覧)
- 16) 一方で NIT の場合 (第6条)、(a)から(m)まで同じ、(n)NIT に関わる分野における専門的なアドバイスの提供、(o)その他目的を達成するのに必要なこと、となっている。以下「2007 年国立工科大学法」については、

THE NATIONAL INSTITUTES OF TECHNOLOGY ACT, 2007

(http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/upload_document/NITact2007.pdf、2016/9/9 閲覧)

- 17) Indirasan, P.V. & Nigam, N.C. "The Indian Institutes of Technology: Excellence in Peril" Chitnis, S. & Altbach, P.G. (eds.) *HIGHER EDUCATION REFORM IN INDIA: Experience and Perspectives*, New Delhi; SAGE PUBLICATION, 1993, pp.335.
- 18) Ibid., pp.335-336.
- 19) NIT の場合 (第11条)、参事によって指名された議長、校長、中央政府によって指名された Joint Secretary to the Government of India のランクより下ではない 2名、協議会によって指名された教育・工学あるいは科学の特別な知識あるいは経験をもつ2名 (うち女性1名)、評議員会によって指名された NIT の教員1名。

- 20) NIT の場合 (第14条)、議長も務める校長、副校長、教授、科学・工学・人文学の教育者 のなかから学外者3名、評議員会において定められるその他の教職員。
- 21) NIT の場合(第30条)、科学技術教育関連大臣(MHRD)、科学技術教育関連の省(MHRD) の役人、各 NIT 理事会の議長、各 NIT の校長、UGC 議長、中央政府の役人 4名、AICTE の 議長、参事に指名された3名以上5名以内、国会議員3名。
- 22) 弘中、1986年、533頁。
- 23) 別の州の大学等を受験する場合、自州の成績がそのまま使用される。ただし、後述するようにだからこそ修了試験の基準が統一されていないことが問題視されている(詳しくは南部・渡辺、2012 年、28-30 頁)。
- 24) "National Curriculum Framework for School Education", NCERT Homepage. (http://www.ncert.nic.in/html/pdf/schoolcurriculum/ncfsc/ncfsc.pdf、2016/9/9 閲覧)
- 25) NCERT. National Curriculum Framework. New Delhi: NCERT, 2005.
- 26) CBSE. Examination Bye-Laws 1995. Delhi: CBSE, 2013.
- 27) Government of Kerala. NOTIFICATION FOR THE CONDUCT OF FIRST AND SECOND YEAR HIGHER SECONDARY EXAMINATIONS MARCH 2016 & THE DETAILS OF OTHER HIGHER SECONDARY EXAMINATIONS CONDUCTED IN THE YEAR 2016, Thiruvananthapuram:

 Government of Kerala, 2010.

ケーララ州はインドでも教育先進州として知られており、先の「ナショナル・カリキュラム・フレームワーク」で推奨されている「継続教育」を積極的に取り入れている。また、ケーララ州の「継続評価」は成績全体の2割を占め、第12学年修了試験(8割)との合計で大学入学資格としての点数が計算されるため、大学進学にも影響する。

- 28) Alternative to IIT-JEE, AIEEE and State JEEs: An Interim Report, 2010
- 29) ALL INDIA Engineering / Architecture Entrance Examination AIEEE -2012 INFORMATION BULLETIN, p.4.
- 30) 南部・渡辺、2012年、28頁。
- 31) 留保制度について詳しくは、押川文子「留保制度」辛島昇ほか『南アジアを知る事典』平 凡社、2012 年、848-849 頁を参照。
- 32) AIEEE は英語とヒンディー語(現在はグジャラート語も)のみが用いられる試験であるため、特に各州がそれぞれの使用言語で試験を実施する必要がある場合に、SLEEE が実施されると考えられる。たとえば、アーンドラ・プラデーシュ州は、英語とテルグ語(Telugu)を SLEEE の試験言語に使用している。

AP EAMCET-2016

(http://www.apeamcet.org/pdfs/INSTRUCTION%20BOOKLET Engg.pdf、2016/12/1 閲覧)

- 33) 南部・渡辺、2012年、27-28頁。
- 34) "Nitish urges Sibal to reconsider new criterion for IIT-JEE", The Hindu

(http://www.thehindu.com/news/national/other-states/nitish-urges-sibal-to-reconsider-new-criterion-for-iitjee/article36165.ece?utm_source=InternalRef&utm_medium=relatedNews&utm_campaign=Related News、2016/9/7 閲覧)

35) "IIT-JEE eligibility only to be decided by committee: Sibal", The Hindu

(http://www.thehindu.com/news/national/iitjee-eligibility-only-to-be-decided-by-committee-sibal/artic le36320.ece?utm_source=InternalRef&utm_medium=relatedNews&utm_campaign=RelatedNews、2016/9/7 閲覧)

- 36) Alternative to IIT-JEE, AIEEE and State JEEs: An Interim Report, 2010
- 37) 2005 年に IIT は、筆記試験による受験生の負担やストレス、また塾の影響の軽減を目的として筆記試験を廃止し、以降は多肢選択式の試験に変更された。

"53,000 fewer IIT aspirants this year", The Times of India

(http://timesofindia.indiatimes.com/city/mumbai/53000-fewer-IIT-aspirants-this-year/articleshow/179 0762.cms、2016/12/1 閲覧)

- 38) Alternate Admission System for Engineering Programmes in India
 (http://www.cse.iitk.ac.in/users/dheeraj/jee/ramasami-report.pdf、2016/9/9 閲覧)
- 39) 受験準備によって競争的に身につけた知識(能力)ではなく、受験生が本来もっている潜在的な能力(ability)を指していると考えられる。
- 40) 工学系のコースへの適性 (aptitude) を判断する基礎的な試験として JEE(Main)が、一方でより応用 (advanced) 的な試験として JEE(Advanced)が想定されている。
- 41) Minutes of the 44th Meeting of the Council of IITs

(https://www.iitsystem.ac.in/Councildecisions-upload/97a61e9dc1.pdf、2016/9/9 閲覧)

- 42) "IIT-Kanpur to go it alone, will others follow suit?", *The Hindu* (http://www.thehindu.com/news/national/iitkanpur-to-go-it-alone-will-others-follow-suit/article 3505841.ece、2016/6/20 閲覧)
- 43) THE INSTITUTES OF TCHNOLOGY ACT, 1961

RelatedNews、2016/9/9 閲覧)

- 44) "IIT-Kanpur to go it alone, will others follow suit?", *The Hindu* (http://www.thehindu.com/news/national/iitkanpur-to-go-it-alone-will-others-follow-suit/article 3505841.ece、2016/6/20 閲覧)
- 45) "Will IIT-Delhi go the Kanpur way?", *The Hindu* (http://www.thehindu.com/features/education/college-and-university/will-iitdelhi-go-the-kanpur-way/article3509899.ece?utm_source=InternalRef&utm_medium=relatedNews&utm_campaign=
- 46) "Faculty, alumni welcome Sibal's offer", *The Hindu*(http://www.thehindu.com/features/education/issues/faculty-alumni-welcome-sibals-offer/article 3520889.ece、2016/6/20 閲覧)
- 47) "IITs' autonomy will remain intact, says PM", *The Hindu* (http://www.thehindu.com/features/education/issues/iits-autonomy-will-remain-intact-says-pm/article 3532953.ece、2016/6/20 閲覧)
- 48) "HRD ministry calls for special IIT Council meet on June 27 to fix admission row", The Economic Times

(http://articles.economictimes.indiatimes.com/2012-06-23/news/32382295 1 iit-entrance-test-iit-

council-iit-faculty、2016/6/20 閲覧)

- 49) Minutes of the 45th Meeting of the Council of IITs (https://www.iitsystem.ac.in/Councildecisions-upload/339ad7bfbf013.pdf、2016/9/9 閲覧)
- 50) "NIT Council adopts new JEE", *The Hindu* (http://www.thehindu.com/features/education/college-and-university/nit-council-adopts-new-jee/articl e3603251.ece、2016/8/31 閲覧)
- 51) 以下、Joint Entrance Examination (Main) 2016 INFORMATIONBULLETIN (http://jeemain.nic.in/WebInfo/pdf/JEEMain2016Bulletin.pdf、2016/9/9 閲覧)
- 52) 2014 年、ヒンディー語を母語としない人々を対象にマラーティー語(Marathi)、ウルドゥー語(Urdu)、グジャラート語の3語が新たに試験言語に加わったが、マラーティー語とウルドゥー語の合格者が非常に少なかったことなどが理由となり、2015 年からはグジャラート語のみが試験言語として使用されている。
 - "JEE lessons for exam vernacular cry", The Telegraph
 - (http://www.telegraphindia.com/1140819/jsp/nation/story_18734757.jsp#.WD_BK3d3xxh、2016/12/1 閲覧)
- 53) Association of Indian Universities, HANDBOOK ON ENGINEERING EDUCATION 2016, New Delhi; AIU, 2016, pp.xxxix-xliii.
 - 以下、JEE (Advanced) 2016, Information Brochure
 - (http://www.jeeadv.ac.in/info brochure、2016/9/9 閲覧)
 - なお JEE(Advanced)は IIT の他に、The Indian School of Mines が入学者選抜に利用している。
- 54) "Class XII marks may play key role in IIT entry", *Times of India* (http://timesofindia.indiatimes.com/india/Class-XII-marks-may-play-key-role-in-IIT-entry/articleshow /4930705.cms、2016/9/9 閲覧)
- 55) "JEE Advanced 2016 result: 31,996 boys and 4,570 girls crack the exam", *The Indian Express* (http://indianexpress.com/article/education/jee-advanced-2016-result-31996-boys-and-4570-girls-crack-the-exam/、2017/1/13 閲覧)
- 56) JEE (Advanced) 2017 Information Brochure(http://www.jeeadv.ac.in、2017/1/13 閲覧)
- 57) "India has exam system, not education system", *Times of india* (http://timesofindia.indiatimes.com/india/India-has-exam-system-not-education-system/articleshow/79 77172.cms、2016/9/9 閲覧)
- 58) Ministry of Human Resource Development. *Results of High School and Higher Secondary Examinations*, New Delhi: Ministry of Human Resource Development, 2009.
- 59) MHRD, Report of the committee of JAB: To recommend the future course of action for ranking in JEE (Main), 2015.
 - (http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/upload_document/Annexure-II.pdf、2016/12/2 閲覧)
 (教育学研究科 助教)

(受稿 2016 年 9 月 9 日、改稿 2016 年 12 月 2 日、受理 2016 年 12 月 26 日)

-- 2010 年代以降の全国統一型試験の動向に着目して--

渡辺 雅幸

本稿では、主として 2010 年代以降の工学系大学の全国統一型入学試験の動向に着目することで、インドの工学系大学における入学者選抜制度がどのように展開しているのかを明らかにすることを目的とした。主として 2012 年時点の選抜、諮問委員会の内容をふまえた第 44 回 IIT 協議会の決定内容、そして 2013 年以降に実施されている選抜制度を検討した結果、インドの工学系大学における入学者選抜制度は、連邦政府(MHRD)が諮問委員会を開き改革を主導する形でおこなわれ、そのすべてとは言えないものの、それでも IIT-JEE と AIEEE を統合すること、第 12 学年修了試験を重視すること、そして各州単位でおこなわれる第 12 学年修了試験の質のばらつきを解消することの 3 点に関して、変化があったとみなすことができた。

The Engineering University Entrance Examination Systems in India: Focus on Trends of Common Entrance Test Since 2010s

WATANABE Masayuki

Many countries have recently become interested in university entrance examination reform, because the quality of students has become more diversified and universities must find promising talent. In India, advisory committees discussed a new engineering university entrance examination system in 2010 and 2011, and then, a new common entrance examination system was introduced in 2013. This study was performed to investigate the engineering university entrance examination systems and the recent reforms in India, focusing on trends of common entrance tests since 2010s. JEE (Main) and JEE (Advanced) have been the entrance examinations for national engineering universities, for example IIT and NIT, in India since 2013. JEE (Main) and JEE (Advanced) are different from AIEEE and IIT-JEE, which were the past entrance tests for engineering universities before 2012. First, AIEEE and IIT-JEE were integrated into JEE (Main) and JEE (Advanced). Second, JEE (Main) and JEE (Advanced) take more account of the 12th Board examination than the previous system. Third, the results of 12th Board examination are normalized and these scores are used for admission to national engineering universities, such as NIT. Normalization is useful to control for diversity in the 12th Board exams carried out by each state.

キーワード: インド、大学入学者選抜制度、工学、共通入学試験

Keywords: India, Entrance Examination System, Engineering, Common Entrance Test